

効率的・継続的な営農を目指して



『担い手』の育成で健全な農業生産環境や農村社会の維持を図る

『担い手』とは認定農業者と一定の要件を満たす集落営農

農村は食料の安定供給のみならず、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的・公益的な機能を有していました。将来においても健全な農村社会の維持・保全を図っていくことが緊急な課題となっています。

認定農業者とは、地域の農業を担う、意欲と能力のある個別経営者や法人経営者のことです。

集落営農とは、小規模農家、兼業農家、高齢者などが参加する営農組織のことです。国の施策の対象となる集落営農については、ある一定の要件を満たす必要があります。

一定の要件とは、組織名義の口座開設や販売収入を組織口座に入金すること、販収一元化です。その他に、集落の3分の2以上の農地を請け負う利用集積目標を定めることや法人化する計画が必要となります。

集落営農で農村社会の維持・保全を図る

農村集落では、これからの地域農業を「誰が、どうやって」支え、農業・農村を守っていくのかが大きな課題となっています。

そのような中、注目を集めているのが『集落営農』です。

集落営農とは、みんなで考えて、協力し合って地域農業の進むべき方向を決めて、何らかの役割を担いながら、経費や労働時間を大幅に削減し、収益性を向上させ、集落みんなが安心して、未永く暮らしていける地域を築き上げていく取り組みのことです。

集落営農に取り組む第一歩は話し合い活動です

担い手支援室では、効率的・継続的な営農を進めるため、『集落営農』の推進を図っています。

集落営農を取り組む前に「将来の自分たちの集落の農業はどのような形が望ましいのか。どうあるべきか」といった集落の将来の姿を描いた『集落営農ビジョン』を定めることが大切です。ビジョンを描くには、集落の実態や意向を把握する必要があります。大切なことは、集落全員が納得できるまで何度でも話し合うことです。

集落営農の取り組みの流れ

- 1. 推進体制づくり
2. 地域(集落又は地区)の実態把握・意向調査
3. 先進地事例調査等の実施
4. 合意形成~新たな営農体制(ビジョンづくり)の話し合い
5. 農用地利用改善団体の設立, 集落営農組織の設立

実践

集落ぐるみで地域の農業を考える

久富木 大長地区

農地の利用調整を図る話し合いの組織として、平成19年3月8日に設立した『大長地区農用地利用改善組合』の活動状況を紹介し

大長地区は42戸で90人ほどの人口ですが、半数が70歳以上という状況です。また、山間地域でもあることから、将来の自分たちの地域について危機感をもっていました。そうした中、集落営農組織づくりに向けた話し合い活動を活発に行ってきました。

話し合い活動は、農用地利用改善組合の定例会として4月から毎月2回開催されています。営農に向けた具体的な取り組みのひとつとして、8月から9月にかけての水稲防除を共同で行ったところ。また、来年5月には、共同播種を計画し、播種機の導入も行いました。

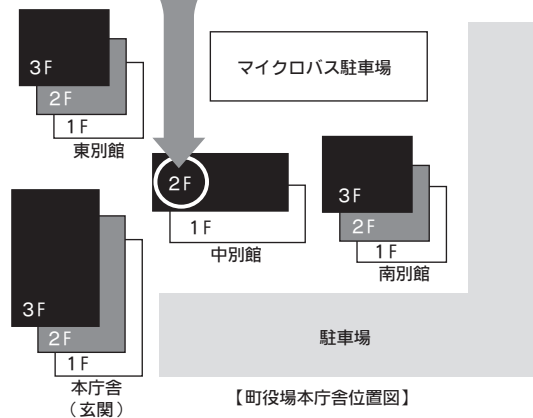
大長地区農用地利用改善組合の役員も高齢者が多い中、地域の農地・農業を皆で守るのだという意識が高く、将来の方向性を見いだすために、営農ビジョンについて語る会や女性と語る会など活発な意見交換が行われています。



集落営農組織づくりに向けた話し合い活動



担い手支援室は中別館2階にあります



「担い手」の確保・育成を図るために『担い手支援室』を設置
認定農業者の確保・育成や集落営農組織の育成・法人化など「担い手」の育成を効率的に進めるために、平成18年4月1日、町とJAのそれぞれの部門が同じ場所連携して業務を行う『さつま町担い手支援室』が設置されました。

担い手支援室の主な活動・事業内容

- 認定農業者の確保・育成
・農業経営改善計画の達成に向けた支援
・認定志向農業者の掘り起こしや誘導, 計画作成支援
集落営農組織の育成・法人化の推進
・地域の合意形成に基づくむらづくり活動の支援
・集落営農, 農用地利用改善団体の組織化に向けた支援
農地の利用集積の推進, 労災保険特別加入制度の普及など